

XI そ の 他

イ コンクリート二次製品等の使用に当っては、J I S 規格品又は岡山県コンクリート製品技術協会規格品を標準とすること。

ロ 各構造物の施工に当っては岡山県等が発刊している土木工事共通仕様書を参照すること。

ハ 各施設の構造，強度については，土木学会制定標準仕様書，土木学会規準及びこれらに準ずる基準により定めること。

ニ この基準に関して，知事（市長）が開発行為の内容により特に必要があると認め又は支障がないと認めた場合は，この限りでない。